

## 令和5・6年度 胎内市入札参加資格者名簿について

※ご覧になるに当たり以下のことに注意してください。

### 1. 現在公開中の名簿について

物品・役務等の入札参加申請は、随時受け付けていますが、「令和5・6年度胎内市物品・役務等入札参加資格審査申請要領 I. 4. 提出期間及び参加資格の有効期間」に記載の内容で資格審査を行った上で入札参加資格者名簿に登載しますので、登載までに時間を要する場合があります。また、変更届出等による変更については、処理状況により名簿に反映されるまでに時間を要する場合がありますのでご了承ください。

### 2. 有効期間について

令和5年5月1日から令和7年4月30日までです。

物品・役務等の随時申請は、名簿に登載されてから令和7年4月30日までです。

### 3. 建設工事について

① ランク付けは、土木一式工事、建築一式工事、電気工事及び管工事の4工種のみ行っています。総合評定値及び技術者数は、総合評定値通知書に基づいています。

選定基準は、次のとおりです。なお、格付は2年間変更しません。

工種	ランク	条件
土木一式	A	(1) 総合評定値が800点以上 (2) 一級技術職員が1人以上で、かつ、一級二級合わせた技術職員数が3人以上 上記(1)(2)をいずれも満たしていること。
	B	Aランク以外
建築一式	A	(1) 総合評定値が650点以上 (2) 一級技術職員が1人以上で、かつ、一級二級合わせた技術職員数が2人以上 上記(1)(2)をいずれも満たしていること。
	B	Aランク以外
電気	A	(1) 総合評定値が700点以上 (2) 一級技術職員が1人以上で、かつ、一級二級合わせた技術職員数が2人以上 上記(1)(2)をいずれも満たしていること。
	B	Aランク以外

管	A	(1) 総合評定値が 650 点以上 (2) 一級技術職員が 1 人以上で、かつ、一級二級合わせた技術職員数が 2 人以上 上記 (1) (2) をいずれも満たしていること。
	B	A ランク以外

② 掲載順は、工種＞業者名 となっています。

③ 提出いただいた入札参加資格審査申請書をもとに登載しています。ただし、建設業許可を有していない場合や総合評定値通知書等で完成工事高が確認できない場合は、名簿に登載していません。業種の追加は、追加申請時（令和 6 年 2 月）のみ可能となります。

#### 4. 建設コンサルタント等業務について

掲載順は、業種＞部門＞業者名 となっています。業種（部門）の追加は、追加申請時（令和 6 年 2 月）のみ可能となります。

#### 5. 物品・賃貸借・役務の提供について

掲載順は、大分類＞中分類＞小分類＞業者名 となっています。業種の追加は、随時受け付けていますが、資格審査は原則 3 か月に 1 回としております。詳しくは胎内市物品・役務等入札参加資格審査申請要領を確認ください。